

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜都市計画の変更案の縦覧	(都 市 政 策 課)	一
大垣都市計画の変更案の縦覧	(同)	三
本巣都市計画の決定案の縦覧	(同)	四

公 示

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類
岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巣市産業建設部都市計画課、岐南町建設部建設課、笠松町建設水道建設課及び北方町都市環境農政課
- 四 縦覧期間
平成二十二年四月八日から
同 年四月二十二日まで
- 五 注意事項

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平 成 二 十 二 年 四 月 五 日

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

岐阜都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巢市産業建設部都市計画課、岐南町建設部建設課、笠松町建設水道部建設課及び北方町都市環境農政課

四 縦覧期間

平成二十二年四月八日から

同 年四月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を

記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

1・3・1号 東海環状自動車道

3・3・41号 長良糸貫線

3・3・801号 糸貫インター線

3・4・401号 馬場祖父江線

3・4・601号 馬場北方線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巢市産業建設部都市計画課、北方町都市環境農政課及び関市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年四月八日から

同 年四月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

大垣都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課及び安八町総務部地域政策課

四 縦覧期間

平成二十二年四月五日から

同 年四月十九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

大垣都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

大垣都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課及び安八町総務部地域政策課

四 縦覧期間

平成二十二年四月五日から

同 年四月十九日まで

五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

大垣都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
大垣都市計画道路
3・4・300号 墨俣輪之内線
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課及び安八町総務部地域政策課
- 四 縦覧期間
平成二十二年四月五日から
同 年四月十九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

本巣都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類
本巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに本巣市産業建設部都市計画課
- 四 縦覧期間
平成二十二年四月八日から
同 年四月二十二日まで
- 五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が

存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

本県都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

本県都市計画道路

1・3・1号 東海環状自動車道

3・4・1号 長良糸貫線

3・3・2号 糸貫インター線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び本県市産業建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年四月八日から

同 年四月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容につ

いても記載すること。

